



みんなで使う

まちづくりのルール

「江南市市民自治による  
まちづくり基本条例」

(その1)

平成23年4月に「江南市市民自治によるまちづくり条例」が施行され、4年以上が経ちました。

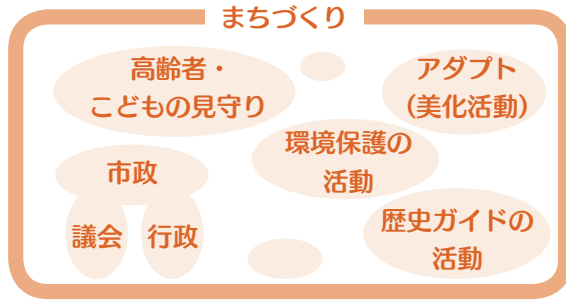
そこで改めて、この条例について説明していきたいと思っています。

まず、「まちづくり」と聞くと、何を思い浮かべますか。道路、公園、施設など目に見えるハード的なものが挙げられるでしょう。確かに、これらハード的なまちづくりもありますが、条例では「まちづくり」を、「地域課題の解決、地域の価値の創造その他の地域を活気があり、明るく住みよいものとする」ことを目的と

する公益的な活動」(第3条)と定義しています。

「次世代育成」、「生きがいづくり」、「平和で明るく豊かな人間関係の育成」、「貴重な郷土の歴史と温暖な自然環境を活かした美しく潤いのある生活と文化の継承や発展」など、ハード面、ソフト面の両方を含め「まちづくり」としています。

「まちづくり」の概念は、この条例を理解する上でのポイントになります。



問合せ 地域協働課(内線3

23)